



2022年5月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ス ク リ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 渋谷 守浩
(コード番号：2196 東証プライム)
問 い 合 せ 先 取 締 役 C F O 吉瀬 格
(TEL. 03-3539-7654)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第19期定時株主総会に「定款の一部変更」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 本店所在地移転

経営効率の向上と経費削減を図るため、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都港区から東京都中央区に変更するものであります。なお、現行定款第3条の変更は、2022年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を併せて規定するものであります。当該附則は効力発生日経過後に削除するものいたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第2章の2 種類株式</p> <p>第12条の2 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第18条の2 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第33条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第2章の2 種類株式</p> <p>第12条の2 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第18条の2 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (条文省略)</p> <p>第7章 指名報酬委員会</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>第8章 計算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第7章 指名報酬委員会</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>第8章 計算</p> <p>第45条～第48条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p> <p>(監査役の責任限定に関する経過措置)</p> <p>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第18期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 第18期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任限定に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第18期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 第18期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 第3条の変更は、2022年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第3条</u> 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

2022年6月22日

定款一部変更の効力発生日

上記附則に記載のとおり

以 上